

臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置について

1 設 置

本市議会に、臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 付議事件

委員会は、臨海部における大規模土地利用転換に係る事項に関し、進捗状況等を把握するとともに調査研究を行う。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。